

令和2年度事業計画

国や県において外国人材受入れが推進されるなか、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に向け、経営方針である「共に目指す多文化共生社会づくり」、「グローバル交流の推進」、「グローバル社会へ向けた人づくり」の各事業の充実に努めます。

特に、茨城に住む外国人が言葉や文化の違いを超え地域住民として溶け込めるよう、「生活者としての外国人」に対する支援の充実を図ります。行政情報や生活情報、防災情報等へ外国人が容易にアクセスできる多言語による情報提供を行うほか、日本語教育の推進に関する法律の施行を踏まえ、既存の日本語教育関連事業を拡充するとともに、県内市町村や民間組織等と連携した体制づくりを進めます。

また、経営面においては、外部資金の導入や賛助会員の増強に努めるとともに、事業の見直しや経費節減により支出を抑制し、経常収支の均衡を図ります。

1 共に目指す多文化共生社会づくり

(1) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① コミュニケーション支援

茨城県に生活していく上で住民としての様々な情報が得られるよう、多言語によるホームページ、フェイスブックや外国人支援図書など多様な媒体により情報提供を行います。

- ・対応言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語（10言語）

また、外国人が身近で日本語を習得する機会が得られるよう、日本語教室の開講・運営について支援します。

◇多言語でのホームページ、フェイスブックなどにより情報を提供します。

◇多言語での生活ガイドブック、災害時マニュアル、メディカルハンドブック等を配布及び電子書籍により情報提供します。

◇3言語（英語、中国語、ポルトガル語）での外国人児童生徒のための健康手帳を配布及び電子書籍により情報提供します。

◇外国人の日本語学習の支援

- ・日本語教授法講座の実施を拡充するなど、ボランティア日本語教室への支援を強化します。
- ・「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図るため、茨城県が設置する総合調整会議のもと、日本語教室関係者連絡会議や日本語学習支援者開拓講座を開催します。

② 外国人相談体制の充実

外国人が生活する上での疑問や問題を解決するため、弁護士会などの協力のもと、法律、労働、教育、婚姻など生活全般について年間を通じ相談事業を行います。

また、市町村や民間国際交流協力団体とも連携し、地域における外国人対応や相談の環境を整えます。

◇外国人相談センターでは多言語による相談に対応できるよう、相談体制の更なる充実を図ります。

- ・対応言語 英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、

インドネシア語、ベトナム語、日本語 他

◇休日無料法律相談の実施

- ・外国人が集住する県西・県南地域において、関東弁護士会連合会及び茨城県弁護士会と共催で、多言語による休日出張弁護士相談を実施します。
- ・時期 令和2年11月 他
- ・場所 筑西市、土浦市

◇相談員研修の実施

- ・専門的な知識を蓄積することや相談対応についての検証等を目的に研修を実施します。

◇市町村及び地域のボランティアとの連携による外国人対応や相談体制の整備

- ・市町村等県内の外国人対応・相談担当者や当協会登録の「外国人のための地域生活アドバイザー」を対象に、外国人が安心して生活できるための窓口対応等を目的として研修会を実施します。

③ 多文化共生のためのサポーターバンクの運営

多文化共生の地域づくりを推進するため、語学ボランティアや日々の生活へのアドバイスをしてくれる人材を発掘登録することで外国人の支援者拡大を図ります。

- ◇外国人支援のための「語学サポーター」、「災害時語学サポーター」、「医療通訳サポーター」、「外国人のための地域生活アドバイザー」や相互理解を進めるための「各国事情紹介講師」、「ホームステイホストファミリー」等の人材登録を推進し、活用を図ります。

④ 災害時・緊急時の在住外国人支援体制の充実・強化

災害時・緊急時には特に日本語が不自由であったり、生活環境に不慣れな外国人への支援のため、災害時の連携体制の強化を図ります。また、医療機関等で外国人がスムーズに受診できるような環境の整備を進めます。

◇防災訓練への外国人の参加促進

- ・外国人の防災への備えを高めるため、茨城県総合防災訓練に外国人と参加し、避難、消火、応急手当等の訓練を受けます。

◇広域での連携による災害時の支援体制の整備

- ・関東地域国際化協会連絡協議会や市町村等と連携し、災害時の多言語情報翻訳シミュレーション訓練を実施します。

◇災害時マニュアルの配布と電子書籍での提供（9言語）{1（1）①参照}

◇多言語での外国人医療サポートの実施

- ・9言語でのメディカルハンドブックにより外国人が医療関係者とのコミュニケーションを容易にできるよう支援します。{1（1）①参照}
- ・病院等、医療機関からの要請により、医療通訳サポーターを派遣します。

(2) 外国人による地域活動の推進

① 在住外国人や留学生の地域活動への参画拡大

地域社会における多文化共生推進の担い手として、外国人住民が自ら活動できるよう、地域の人材の発掘・活用に努め、イベントや講座等、地域活動への参加を促進します。また、留学生や本県在住の外国人等、グローバルな人材により、地域の魅力発信等の活動を推進します。

◇ワールドキャラバン国際理解教育講師等派遣事業の実施{3（2）①参照}

◇「ふれあい茨城」交流の広場での外国人の地域活動記事紹介{2（1）①参照}

◇外国人の多文化共生サポーターバンクへの登録・活用{1 (1) ③参照}

2 グローバル交流の推進

(1) 国際活動情報の提供

① 情報提供等シンクタンクとしての役割強化

県民のグローバル交流を活性化するために、海外の情報や、国際機関、県、各種団体等の国際交流情報を集積・提供します。

◇機関誌「ふれあい茨城」の発行

・協会や民間国際交流・協力団体の活動や、国際理解を推進するための情報を紹介する機関誌を発行します。

発行時期 年2回(9月、3月)

◇ホームページによる情報提供

・当協会の事業、及び県内の国際交流活動団体の情報を集積・発信するとともに、随時県内外の国際活動関連の記事やイベント情報等を発信します。

◇国際ナショナルライブラリーの運営

・国際交流、国際理解、日本語教育、国際協力等、国際活動に関わる雑誌、図書等を収集及び貸出しをします。

(2) 国際交流・協力の推進

① 県民の国際交流活動の推進

県、市町村、市町村国際交流推進組織、民間国際交流協力団体等との連携により、県民の国際交流活動への参加を促し、活動の充実を図ります。また、外国人が住みやすい環境を整備するために、関連機関と連携し地域住民と外国人との交流を推進します。

◇国際交流・協力ネットワーク会議の開催

・民間国際交流・協力団体や市町村の国際交流担当者等を対象に活動の情報交換及び研修を実施します。

◇市町村国際交流協会ネットワーク会議の開催

・県内市町村に組織されている市町村国際交流協会間の情報交換等、研修会を実施します。

◇イベントや地域活動等への在住外国人の参加支援と交流機会の提供

◇茨城県国際交流協会事業ボランティアの登録・活用

・協会が主催する各種事業(外国人による日本語スピーチコンテスト等)に協力を得られるボランティアの登録を促進し、協会事業の円滑な運営を図ります。

◇研修室の貸出し

・国際活動を実践するボランティア団体等に研修室やボランティアルーム等活動場所を提供します。

② 国際協力活動の推進

(独)国際協力機構筑波センターと連携し、途上国支援等国際協力に関する事業を行います。

また、海外の自然大災害時の被災国支援やNGO活動の支援を行います。

◇JICA 海外協力隊等、国際協力への参加促進

◇高校生のための地球市民講座の開催{3 (2) ②参照}

◇義援金・書き損じはがき等の募集

- ・海外で発生した大規模自然災害について、「NGO茨城の会」と協働で街頭募金や銀行に義援金口座を開設するなど募金活動を行い、被災地の援助に役立てます。
- ・県民の協力により書き損じハガキ、外国コインなどを収集換金し、国際協力を行っている団体の活動を支援します。

(3) 産業のグローバル化への支援

① 企業の海外展開等への協力

国境を越えた経済活動が拡大する中、留学生等グローバルな人材の活用を図り、県内企業の海外進出や対日投資への協力を行います。また、留学生等が県内企業への理解を深めるための事業を実施します。

◇通訳及び海外への広報支援

- ・県産品の海外輸出や観光分野等への語学支援等の協力を行います。

◇留学生と県内企業のマッチング支援等

- ・県内で学ぶ留学生に茨城県に立地する企業を紹介し、県内企業とのマッチングを視野に交流会を行います。{3(2)③参照}

② 外国人による茨城の魅力発信

外国人の視点から茨城の魅力を発見し、本県在住外国人や留学生によりSNSを通じて国内外へ情報を発信する支援を行います。

◇留学生研修の実施

- ・留学生が本県への理解を深め、本県の情報を発信するために、県内の企業・文化施設を訪問する研修を実施します。{3(2)③参照}

③ 観光分野等の語学協力

- ・国際観光の拡大により本県においても訪日外国人が増加することが予想されるため、当協会に登録する語学サポーターへの啓発等、外国人受け入れへの支援者の拡充を図ります。

3 グローバル社会へ向けた人づくり

(1) 国際理解を推進するための事業実施体制の整備

① 県や関係機関との横断的連携体制の整備

国際理解を推進するために県や関係機関との横断的連携体制をとるとともに、留学生や在住外国人及びファシリテーター等国際理解をすすめる人材の発掘・育成を図ります。また、教材収集など事業実施体制を整備します。

◇茨城県国際理解教育推進協議会の設置

- ・当協会、県、県教育委員会、JICA筑波、大学留学生協議会等関係8団体による協議会を設置し、事業を効果的にを行います。

◇茨城県留学生親善大使の任命

- ・県内の留学生を茨城県留学生親善大使に任命し、国際理解事業や国際交流事業に派遣することにより、県民の国際活動を推進します。

任命期間 令和2年6月から2年間

対象 県内大学等に在籍する留学生100人程度

◇国際理解教育研修会の実施

- ・小中高等学校の教員や国際理解教育のファシリテーター等を対象に研修を実施し、国際理

解教育を推進する人材を育成します。

◇国際理解教材収集・貸出しの実施

・県内の国際理解教育を実施するため、各国からの教材を収集し貸出しを行います。

対象 県内学校、国際理解教育を行う民間団体等

収集内容 民族衣装、工芸品、図書等

(2) 相互理解・国際理解の推進

① 県民の国際感覚醸成

互いの生活、文化、習慣の違いを認識し、外国人と地域住民が協力して多文化共生地域づくりをすすめられるよう県民の国際感覚を醸成し、相互理解・国際理解を促進します。事業の実施にあたっては留学生親善大使や県内に在住する外国人の活用を図ります。

◇ワールドキャラバン国際理解教育講師等派遣事業の実施

・外国人講師及びファシリテーター等を学校や生涯学習の場に派遣し、異文化に触れたりワークショップを体験するなど国際理解教育の機会を提供します。

時期 令和2年9月～令和3年2月

場所 県内学校、生涯学習関連団体活動場所等

講師 留学生、国際交流員、県内在住外国人、海外国際活動経験者及び当協会登録ファシリテーター等

◇外国人による日本語スピーチコンテスト

・在住外国人の日本社会への意見や印象を聞くことで県民との相互理解を図るとともに、外国人に日本語による意見発表の機会を提供することで日本語学習意欲を醸成します。

時期 令和3年2月

場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館小ホール

発表者 在住外国人15名

◇世界文化セミナーの開設

・各国からの講師を迎え文化・社会について話し合いをする英語によるセミナーを実施します。

時期 春コース 4月～7月（水曜 午後クラス・夕方クラス各10回）

秋コース 10月～3月（水曜 午後クラス・夕方クラス各10回）

対象 各クラス30人程度

② 世界で活躍する人材の育成

特に若い世代の活動を支援し、将来世界で活躍する人材の育成を図るために、海外研修や、国際体験を促進するための事業を実施します。

◇海外研修の実施

・大学生等を対象とし、将来世界で活躍する人材や地域で国際交流を推進する人材を育成するため、海外研修を実施します。

◇高校生のための地球市民講座の開催

・高等学校や（独）国際協力機構筑波センターと連携し、高校生を対象にワークショップ等を通して国際協力への理解を深めます。

◇日本発/世界発 青年のメッセージ

・高等学校国際教育推進協議会が実施する国際教育弁論大会にあわせて、当協会が留学生に

よるシンポジウムを主催することで、日本の若い世代へのメッセージを発信します。

時期 令和2年12月（予定）

場所 茨城県立図書館（水戸市）（予定）

対象 県内高校生及び県民

◇インターンシップ等の受け入れ

・日本人学生、外国人留学生等を対象に当協会においてインターンシップ研修を実施します。

③ 留学生の多様な社会体験機会の提供

留学生の活動を支援することで、将来地域社会に貢献し本県との架け橋となる人材の育成を図ります。

◇クエスト茨城留学生研修

・県内で学ぶ留学生を対象として、茨城県に立地する企業、文化施設、史跡などを訪問し、茨城県についての理解を深めます。

◇ワールドキャラバン国際理解教育講師等派遣事業の実施{3（2）①参照}

◇茨城ふるさとファミリー事業

・留学生や在県外国人が当協会登録のボランティアの家庭にホームステイをすることをきっかけに継続的交流をし、「茨城の家族」を作る場を提供します。

時期 令和2年9月（予定）

対象 留学生親善大使、英語指導助手等

4 茨城県国際交流協会30周年記念事業

当協会の設立30周年の年にあたることから、事業を共に推進する関連団体等との連携を深めるとともに、当協会事業の周知拡大によって県民の国際交流活動への関心を高め、参加を促すために、以下の記念事業を実施します。

①（公財）茨城県国際交流協会30周年記念講演会・交流会の開催

時期 令和2年10月

② 機関誌「ふれあい茨城」30周年記念誌の発行{2（1）①参照}

5 上海事務所運営事業

近年拡大している中国の消費市場をターゲットとし、本県への観光需要の掘り起こしや県産品の販路拡大に繋げるための各種活動を展開します。

また、県内企業の中国ビジネスに係る多様なニーズに対応し、中国に関する情報の収集・提供や現地活動へのサポートを通じて、企業の輸出を積極的に支援します。

また、日中関係の基盤となる相互理解と友好を深めるため、市町村や民間交流団体による草の根交流を支援します。

（1）本県産業拡大への支援

① 茨城空港への就航促進

◇中国航空会社との連絡調整、親書の翻訳、県幹部の訪中支援等を実施します。

◇旅行会社によるチャーター便等の就航を促進します。

② 観光客誘致

◇上海市をはじめ中国各地の展示会出展等を通じ、本県観光の魅力を発信します。

◇ソーシャルネットワークサービス「微博(ウェイボー)」「微信(ウェイシン)」により、中国語での本県観光情報を発信します。

◇中国の旅行会社との意見交換を通じて旅行会社の意向把握を行うとともに、本県観光商品の造成の働きかけを実施します。

③ 県産品や県内企業の製品の販路拡大

◇笠間焼や結城紬をはじめとする本県産品や県内企業の製品の展示・紹介、商談会の活用等を通じ、販路拡大に向けた支援を行います。

◇中国政府による本県産食品の輸入規制について規制解除に向けた動向等を情報収集します。

④ 港湾振興

◇県内団体等による港湾PRやクルーズ船誘致活動を支援します。

⑤ 対日投資の促進

◇中国から本県への対日投資を促進します。

⑥ フィルムコミッションの推進

◇中国から本県へのフィルムコミッションを推進します。

⑦ ジャイアントパンダ誘致

◇中国からかみね動物園へのジャイアントパンダの誘致を支援します。

(2) 企業のビジネス活動への支援

◇県内企業からの依頼に応じて中国事情の調査、現地視察等に係る調整及びアテンド、コンサルタントや通訳の斡旋等を実施します。

◇上海事務所で契約している弁護士による法理相談(初回無料)を実施します。

◇県内企業が参加する展示会等において、現地でのサポートを実施します。

◇上海市周辺の本県企業関係者のネットワークづくりを促進するため、ビジネス交流の機会を提供します。

◇いばらきグローバルビジネス推進協議会と連携し、中国展開意向のある企業を支援します。

(3) 日中友好交流活動への支援

◇市町村、教育機関、民間交流団体等が行う交流事業について、現地視察先の紹介及び調整、現地事情のブリーフィング、アテンド等の支援を行います。

(4) 上海ネットワークの構築

① 上海茨城県人会の運営

◇上海市周辺に在住している本県出身者やゆかりの深い方をネットワーク化し、懇親会やスポーツ交流会等の情報交換の場を提供します。

② 上海茨城留学生協議会の運営

◇本県への留学経験者をネットワーク化し、情報交換の場を提供します。

(5) 情報収集・提供

◇事務所ウェブサイトにおいて、中国のビジネス事情、法律情報、展示会等の情報を提供します。

◇中国をテーマとするセミナーを開催し、上海事務所職員による講演を実施します。

◇ソーシャルネットワークサービス「微博(ウェイボー)」「微信(ウェイシン)」を活用し、中国人向けに本県情報を発信します。